

令和2年度第3回ギャンブル等依存症対策連絡協議会

日時：令和3年2月9日（火）15：00～

場所：静岡県総合社会福祉会館 101 会議室

1 開 会

2 挨拶

増田障害者支援局長より挨拶

3 議事

(1) 県民意見提出手続（パブリックコメント）等の意見と対応

・事務局より資料1～3に基づき説明

・質疑応答

○長坂会長

今まで私自身が行ったことがあるのですが、アルコールのCMが夕方6時以降にならないと流れないようになっていきます。これは本当に地道な努力をしまして私が現場にいる頃、ソーシャルワーカーなどの仲間たちとともに、何分に一回アルコールのCMが入るか検証した結果、国への陳情に結びつきました。ひとつ忘れていたことが、ラジオに働きかけることを忘れていました。テレビCMばかりに夢中になり、ラジオについては、6時以降にメーカーの宣伝が流れているのは事実です。

もう一つ実施した運動は、「これはお酒です」というマークを大きくしてくださいという働きかけを厚生労働省に文書を送ったり、子どもがお酒を飲んで帰ってくるという、ジュース等の可愛らしいものではなく、お酒と区別してくださいと働きかけを現場で行って来ました。

今回の計画にはCMの問題も入っていると思いますが、今は朝からごく普通にパチンコやレースガイドのCMが流れていますが、こういったところにも皆様のご意見をいただけたらと思っております。

また、今回の計画が策定後そのまま終わるのではなくて、誰か困っている方の役に立っていただくことが一番だと思っておりますと考えておりますし、今回のパブリックコメントにもありましたが、特に精神科領域の中でも、本人から相談等がくるというのは、よっぽどのことなれないという領域があります。この点については古川先生から御指摘をいただければ有難いです。

○古川委員

依存症は本人から治療に治療に結びつくのは5%、アルコール依存症ですらそうで、95%はなかなか医療に結びつかない。違法性のある薬物依存の問題、全く認知されていないギ

ャンブル等依存の問題は、医療や福祉の光が当たらないことが多く潜ってしまう。あるいは本人の人間性の問題として片付けられてしまう。博打狂であったり、意思が弱いであったり、御本人や御家族ともに病気であるという認識がなかなか定着していないので、医療につながる率はさらに低いと思うのですね。アルコールが5%ですからもっとも低い。

そのため「ギャンブル等依存症」という言葉をもう少し認知させる。患者さんの中でも私の不徳の致すところという認識でいらっしゃる方がいますが、脳の中の脳内報酬系に異常がある病気であるという認識がほとんど持っていないと思います。そのため広報活動によって「ギャンブル等依存症」という言葉をまず認知してもらって、「家族が病気ではないか、相談してみようか」と思ってもらうことから始めないと、医療の対象となってる方が少な過ぎると感じております。

○長坂会長

有難うございました。それでは、皆様方それぞれのお立場において、お考えや、御意見等をお伺いしたいと思います。何か質問、御意見等があればお願いします。

○塚本委員

このパブリックコメントのうち、ギャンブル等依存症に何故「等」が付くのかというところですが、当事者から見ると、ギャンブルの種類がものすごい数なんです。公営ギャンブルなどの幅広いものから、僕たちのグループに実際にお見えになった方の例を挙げさせていただきます。

この方はゴルフで、会社の方とコンペに行った際にお金をかけると、目の色が変わり、自分の腕とか取引先とかは関係なく、どんどん行ってしまう。それって問題ありますよね。お金がかかるとそうなる。僕らのグループには、違法ですけど賭け麻雀をやった方がいらっしゃいます。ということでギャンブル「等」というときりがありません。お金でなくても何かを賭けると言った時に、僕らは普通の方とはちょっと行動が違うといったところがあります。それを理解していただけると有難いです。ごく一部だけがギャンブルで、それ以外がギャンブルではないというのは、ちょっと違うのかなと思います。

G Aは、クローズドと言って 本人だけが参加できるミーティングと、オープンミーティングと言って、どなたでも参加できるという二つの方式で成り立っています。静岡グループはオープングループとして活動しています。本人はもちろん、家族の方、ギャンブル等依存症について知らない方も結構です。その中で僕たちが実体験を話す中で、何かを感じてもらえればいい。特に家族の方たちには来てほしいです。本人が思っていること等を聞いてもらえれば、なんとなく分かっていたいただけるかなと思います。

第一印象として、ギャンブルが止まるのと疑問が大きいかと思いますが、来ていただいて何年も辞め続けている方は大勢います。井戸端会議みたいな場所ですが、それでもギャンブルを止めている方がいますので、お時間がありましたらG Aのホームページを見ていただいて、実際に 来ていただいても結構です。何かお役に立つことはあるかもしれません。よろしく申し上げます。

○長坂会長

続きまして、ご家族の立場から、パブリックコメントを受けまして、ご発言をお願いいたします。

○鈴木委員

先ほどから計画を見ており、ギャンブル等依存症対策を文章にすると、このようになるのかと思っております。

実際のところ、私どもの家族の自助グループのメンバーは、正直ギャンブルの話をしなくなりまして。何故かと言うと、どうしてもギャンブルをしている旦那さんや息子さん等のこと考えると、どうしてもコントロールしたくなる。本人や家族の生活を考えられないくらい異常な行動をする。例えば、寝ていてもギャンブラーの息子のことを考えていたり、一瞬物音がするだけでも息子は何をしているのかと考えるなど、神経がおかしくなってしまうっており、私どものところに来て何回かすると、もうギャンブラーの話はしません。だんだん自分のことを考えるようになっていくんですよ。いきなりギャンブラーの行動を止めさせて、借金をチャラにしたいと言っている方は、ずっとそのことに囚われているので、止めさせようとしているのにも関わらず、ギャンブラーは何度も借金を繰り返すという構図になっています。

やはり一番大切なのは、家族は家族の関係で、ギャンブラー本人は本人の関係で、それぞれが成長していくとお互いのことが考えられるようになります。

○長坂会長

有難うございました。ギャマノンという家族の会のメンバーの変化という話かと思えます。最初のうちは家族の愚痴から始まりますが、だんだんと自分の問題に気が付き始めて、自分が関わることが本人を援助していることに気が付いたり、自分の問題であることに気が付くことで、一つ一つと役割を置いていくという今の説明になると思えます。そのうちに自分の話をしてきて変化が見られる。最初は怖い状況ですけど、段々と笑顔が見えてくるのがギャマノンですよね。私はそのような家族の方を見てきました。

せっかくですので、他の委員の皆様にも、パブコメや事務局の説明を含めて御意見をいただきたく存じます。

○西山委員

浜名湖競艇企業団の西山です。事業者側の立場から申し上げますと、お客様がギャンブル等依存症であるかの判断ができませんので、苦慮しております。その中で、パブリックコメントの9番にもありますが、ギャンブル等依存症の方は自分が依存症であると言ってくれないものですから、借金の問題が出た時がチャンスだと事業者側も思っております。

○三浦委員

静岡公営競技事務所の三浦です。今西山委員からもありましたが、一見して分からないというのがあるというのと、相談窓口は開いているのですが、先ほど古川先生からありましたとおり、自ら言ってくる方はほとんどいないものですから、依存症となってしまった方がどのようにこちらに声をかけてくれるかが、なかなか難しいと考えているところです。

○池野委員

浜松オートレース場では、業界が主導している相談窓口を設置しておりますが、委員の皆様から御発言がありましたとおり、職員のギャンブル等依存症に関する知識が十分とは言えないというのがありまして、業界や浜松市精神保健福祉センターが主催する研修に出席しておりますが、職員全体が共通した知識を持っていないものですから、今後も継続して職員を研修に参加させて、相談窓口に見えた方がいらっしゃいましたら適切な対応を行いたいと考えております。

○菊地委員

伊東市公営競技事務所の菊地です。伊東温泉競輪場においても相談室は設置しておりますが、御自身から相談をされてくる方は皆無の状況ですので、いかに依存の疑いがある人を相談につないでいくのかが懸案であると思います。

余談ですけど、現在、新型コロナの首都圏の緊急事態宣言の関係で、競輪の発売が東京・神奈川圏で閉まっておりまして、その影響かと思いますが、普段平塚や小田原の競輪場に行かれています、顔をめったに見ないお客様が伊東競輪に流れてきております。

依存症対策の観点からは、このような方々は、日常に競輪場に来ないといけない方なのかなと見えてしまっているのが現状ではあります。このような方々の中で、ギャンブル等依存症の疑いがある方は、出来るだけ相談窓口にお越しいただく方法を考えていかなければならないと思っております。

○八木委員代理

パブリックコメントにおいて、遊技業協同組合の関係では、広告宣伝についてを言われているところでありますけれども、法律の観点から申し上げますと、著しく射幸心をあおるような内容の場合には行政から指導される対象となりますので、組合員に対しても厳しく指導しているところであります。今回の計画にも取組みとして記載させて頂いております。

著しく射幸心をあおる広告宣言とは、例えばパチンコの新台の入替えは新聞のチラシ等でよくありますけれども、3台入替えがある場合に1台だけ大きく表示したり色を変えたりするというのは、この台が出るんじゃないかと著しく射幸心をあおる内容になりかねませんので、チラシの内容については厳しく精査・指導しているところです。

本日計画案が決定しましたら、記載されている取組みについて着実に進めてまいりたいと考えております。

○長坂会長

有難うございました。広告宣伝についてありましたけれども、アルコールに関しては、かなり厳しい枠があります。喉を鳴らすとか、一気飲みをしないとかなり制限があります。今は「うまい」としか言わないはずなんですね。ビールについては、昔はペンギンの形をしたビールもありましたが、それ自体が現在は禁止されております。この協議会が広告宣伝の取組みの土台となっていくと思いますので、委員の皆様にも御協力や御意見をいただいで活動をしていきたいと思ひます。

今回、私の計画立案後記にも書かせて頂きましたけども、どうしてもこの問題は借金という恥という問題が先に出てきてしまひまして、それを払ってしまえば終わるのであろうと周りの人は考へてしまひますが、そこに介入していくことが必要ではないかと今回文章を書かせていただきました。

○内田委員

一つ質問ですが、資料2の6番、8番について、パブリックコメントの御意見に従って、計画案の表現を修正したということによろしいのでしょうか。

○事務局

パブリックコメントにおいては、記載内容を修正するような御意見はございませんでしたが、御意見への対応を検討する中で、委員の皆様にも御指摘をいただいたり、事務局にて計画内容を再度協議したりする中で、修正させていただきました。そのため、今回のパブリックコメントが計画修正の契機となりました。

○内田委員

パブリックコメントを実施してよかったと感じております。

○若月委員

県民生活課です。計画について1点御承知おきいただきたいのですが、25ページについて、消費生活センターの相談機能の一部として多重債務相談があり、計画では消費生活センターと弁護士会、司法書士会等と記載がされています。

しかし、この計画は協議会のメンバーが主語になった計画となっております。多重債務相談というと、私どもや弁護士会、司法書士会もありますけども、東海財務局が多重債務の専門相談窓口を持っておりまして、「等」に入れてしまったのが申し訳ないと考えています。協議会のメンバーが主語になった計画を作成したので、入れる場面がなかったというのがありますが、東海財務局にも専門相談窓口があるというのを御承知おきいただければと思います。

○事務局

本計画の資料編に相談先一覧を掲載する予定でして、その中に東海財務局の多重債務相談窓口を掲載するほか、本計画を実施する際には、東海財務局との連携を検討していきます。

(2) 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画案の決定

○事務局

委員の皆様、御意見ありがとうございました。委員の皆様よりいただいた御意見を、本計画を実施していく中で反映させていただきます。それではここで、「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画案」の決定の承認をいただければと思います。

○長坂会長

事務局から「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画案」の決定の承認について提案がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

有難うございます。委員の皆様の御賛同を得られましたので、「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画案」の決定が承認されました。

(3) 令和3年度以降の活動について

- ・事務局より資料4～5に基づき説明

○長坂会長

それでは、ただいまの事務局の説明について、皆様方それぞれのお立場において、お考えや、御意見等をお伺いしたいと思います。何か質問、御意見等があればお願いします。

○古川委員

研修について、久里浜医療センターや国立精神・神経医療研究センターにおいて、全国規模の指導者養成研修やその他研修が行われています。各県にそれを我々が持ち帰りまして伝達研修を実施しております。今年からはオンライン研修という形で、ウェブを使って研修を開催いたします。その際にはギャンブルについても一枠時間をとって、講義を実施いたします。久里浜医療センターで研修があった内容を伝達させていただきます。

過去の研修では、デイケアで患者さんを前に認知行動療法を実施している現場を見ていただいたりして、現場感をつかんでいただいておりますが、コロナの関係でそれができません。オンラインだと味気ない一方通行の講義になってしまうのがとても残念ですが、ワクチンの普及に期待するしかないかなと思います。

○小寺委員

司法書士会と小寺です。私も研修は非常に大事であると思っています。多重債務の相談を受ける立場としまして、ギャンブル依存に対する理解が未だ足りないものがありまして、まずは相談に来た方がどれだけギャンブル依存か分からない部分がありますし、ギャンブルやゲームの債務と分かった場合にも、そちらに手をつけずに借金整理で終わってしまうことが多いです。結局相談に来られても、借金を整理しました、自己破産をしましたかで終わってしまうというケースが多く、非常に不味いと常々考えております。

そのため、相談を受ける我々もしっかりギャンブル依存について学んで、研修を受けて、借金整理プラスギャンブル依存の解決につなげるようにしたいと思っておりますので、是非研修を受講させて頂きたいと思っております。

○近藤委員

教育委員会の近藤です。教育現場においては、ギャンブル依存の問題は比較的新しいテーマであると認識しております。新しい学習指導要領の中で、令和4年度から高校生の指導対象として、ギャンブル依存を含めた依存症について取り上げられてきておりまして、これまでは依存症と言いますと、薬物依存の方が中心で授業が行われていたと言う状況です。我々も含めて学校現場の先生方が、ギャンブル依存について正確な知識を有していない状況の中で、文部科学省から教員用の資料として出ており、それを学校現場に提供しておりまして、自学自習していただいているところです。

そういった中で、今研修という話もありましたので、我々としても役に立つ知識を常にブラッシュアップしていかなければなりませんので、是非研修といった機会を活用させていただければと思っておりますので、情報提供いただければと思っております。

○増田委員代理

警察本部生活保安課の増田と言います。個人的な経験談となってしまいますけれども、警察官になったのが20数年前で、その時先輩方から言われたのが「パチンコをやれ」と。犯罪者の方はパチンコやギャンブルをやる方が多いです。我々警察官は、犯罪者を捕まえて取り調べを行います。取り調べというのはある程度人間関係を作る必要があり、その中でパチンコの話をするとお互い話が通じ合って、良い取り調べができるぞという話です。

今考えてみると、ギャンブル依存症のために窃盗という犯罪をする人、薬物のために窃盗をする人など、いろんな依存症が犯罪に関わっている、アルコール依存で暴れてしまう人もいますし、警察業務に色々な依存症が絡んできているといった意味から、ギャンブル等依存症という言葉がある、静岡県でこういった計画を策定された、それぞれ相談機関があるということを警察官一人一人が把握することで、警察官からギャンブル等依存症であるかもしれない方に伝わるなど、非常に意味があると思っておりますので、警察の中でギャンブル等依存症について広めていければと考えております。

○長坂会長

貴重な御意見を頂き有難うございました。私は現場を 20 年、教育を 20 年近くになりま
すけれども、未だにぶつかるのは「どうせ意志の問題でしょ」と言われるのが一番で、二
番目が「だらしのない人なんだよ」というのがすぐに来てしまいます。

とある保健師さんに話をした時には、「アルコール依存症なんかは飲んだ果ての病気で
しょ」と言われた時にはそうではないという実感で、断酒会や AA、GA といったグルー
プがある言った際には、「そういう傷の舐め合いの所に行くんですか」と言われるところ
で、今でも手応えがなく苦しい状況を実感しています。でもその子供たちのことを考える
と、摂食障害など色々な問題を抱えている子供たちが次の世代に出て行くということで、
どうにか本人たちの介入から次の子供達へ結びつけていかなければならないというのが私
の中であります。

次の時代の子供たちが家の中で満たされていないという環境で育つという環境がありま
すので、本日いただいた御意見、これからの広報、教育についてどのようにやっていくべ
きなのか、もう一度精査しつつ、この会議で出たものを盛り込んでいけたらと思ってお
ります。

4 閉会